

武蔵村山市第4期特定事業主行動計画

～武蔵村山市職員次世代育成支援計画～

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

武 蔵 村 山 市

< 目 次 >

| | |
|-------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 第1 総論 | 2 |
| 1 目的 | 2 |
| 2 計画期間 | 2 |
| 3 計画の推進体制 | 2 |
| 第2 具体的な内容 | 3 |
| 1 職員の勤務環境に関するもの | 3 |
| (1) 妊娠中及び出産のための制度など | 3 |
| (2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備 | 3 |
| (3) 時間外勤務の縮減 | 4 |
| (4) 休暇の取得促進 | 5 |
| (5) 職場・職員の意識改革 | 6 |
| 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項 | 6 |
| (1) 子育てバリアフリー | 6 |
| (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動など | 7 |
| おわりに | 8 |

参考資料

< 資料 1 >

武蔵村山市第4期特定事業主行動計画策定委員会設置要綱・・・10

< 資料 2 >

武蔵村山市第4期特定事業主行動計画策定委員会委員名簿・・・11

< 資料 3 >

武蔵村山市第4期特定事業主行動計画策定委員会検討経過・・・12

はじめに

急速な少子化の進行等に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備のため、国、地方公共団体、事業主等がそれぞれの立場で子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくことを目的として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定されました。

地方公共団体は、行政機関の立場から地域の子どもたちの健やかな育成に取り組むのは当然ですが、同時に、一つの事業主として、自らの職員の子どもたちの育成についても、大きな役割を果たしていかなければなりません。このような考え方から、武蔵村山市では、平成16年度に武蔵村山市特定事業主行動計画を策定し、職員全体で子育てを支援する職場環境づくりに努めてきたところですが、その後の第三期計画の計画期間が令和元年度で満了することから、仕事と子育ての両立を一層支援するために「武蔵村山市第4期特定事業主行動計画～武蔵村山市職員次世代育成支援計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

この行動計画に掲げた施策を着実に推進し、女性職員が安心して子どもを産み、育てられ、男性職員が積極的に子育てに関わることのできる職場環境を整備すること、また、全ての職員がお互いの子育てを支援し合っていくことは、子育てをする職員が安心して生き生きと仕事をしていくために重要であると認識しています。

本市で働く職員が率先して子育てに深い喜びを感じ、職業生活と家庭生活を両立することが市民への行政サービスと地域の子育て環境の一層の向上に資するものと期待しています。

令和2年3月

武蔵村山市長
武蔵村山市議会議長
武蔵村山市教育委員会
武蔵村山市選挙管理委員会
武蔵村山市代表監査委員
武蔵村山市農業委員会

第 1 総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき国が定める行動計画策定指針で掲げられた、①「職員の仕事と生活の調和の推進」、②「職員の仕事と子育ての両立の推進」、③「機関全体で取り組む」、④「機関の実情を踏まえた取組の推進」、⑤「取組の効果」、⑥「社会全体による支援」、⑦「地域における子育ての支援」という基本的な視点を踏まえつつ、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とします。

2 計画期間

計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局における職員を構成員として設置している武蔵村山市特定事業主行動計画推進委員会において、推進状況を把握します。
- (2) 次世代育成支援対策について職員に対する情報提供や研修を実施します。
- (3) 仕事と子育ての両立に関する相談等を実施します。
- (4) 全ての職員が知り得るように啓発資料の作成・配布など適切な方法により、本計画の内容を周知します。
- (5) 本計画の推進状況については、年度ごとに、武蔵村山市特定事業主行動計画推進委員会において把握をした結果や職員のニーズ等を踏まえて、その後の対策の実施を図ります。

また、本計画についての取組状況や目標に対する実績等について毎年公表します。

第2 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産のための制度など

ア 妊娠及び出産のために設けられている特別休暇制度や出産費用の給付などの経済的支援制度等について周知を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

イ 妊娠中の女性職員に対しては、原則時間外勤務を命じないなど、健康や安全に配慮します。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

ウ 男性職員が取得できる妻の出産休暇や育児参加休暇について年次休暇と併せた取得促進を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業等についての資料を各課に配布し、制度の周知を図ります。特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知し、取得率の向上を図ります。

| | | |
|-----|-------|--------------|
| 現 状 | 令和元年度 | 5 か年平均 5.5% |
| 目 標 | 令和6年度 | 5 か年平均 15%以上 |

イ 妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の取得手続や共済組合の経済的支援制度等について、詳細な説明を行います。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

ウ 育児短時間勤務の制度について確立に向けた検討を行います。

| | | |
|-----|------------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 検討中 |
| 目 標 | 令和6年度までの早期 | 結 論 |

エ 育児休業中の職員へ、原則として所属課から休業期間中の広報紙の送付等を行います。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

オ 復職時の十分な事務引継や業務分担の配慮などの所属内の協力により、円滑な職場復帰を支援します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

カ 1年以上の育児休業を取得している職員については、採用候補者名簿に候補者がいる場合、職員課付とすることで定数外扱いとし、正規職員を配置します。また、正規職員が配置されるまでの間は、臨時の会計年度任用職員の活用等により適切な代替要員の確保を図ります。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

キ 保育園等への子どもの送り迎えを行う職員については、主管課の業務都合による早出・遅出勤務や時差出勤について、状況に応じて配慮します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

(3) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の時間外勤務等を制限する制度の周知を図ります。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

イ 毎週水曜日、毎月 10 日、給料の支給日、30 日をノー残業デーとし、定時退庁の徹底を図ります。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

ウ 全庁一律のノー残業デーに時間外勤務命令を受けた職員は、業務の都合等を勘案し、代わりとして別の日を独自にノー残業デーに設定することとします。

| | | |
|-----|------------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 未実施 |
| 目 標 | 令和6年度までの早期 | 実 施 |

エ 繁忙期に業務を集中させないように、業務計画表の作成や業務スケジュールの調整により、効率的な業務遂行を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

オ 業務マニュアルの作成や仕事の進め方の見直しを行い、業務処理の効率化を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

カ 職場ごとに時間外勤務の状況を把握し、時間外勤務の多い職場の管理職に、時間外勤務縮減の認識の徹底を図ります。

また、特定の職場や職員に時間外勤務が集中しないように、一層の業務配分や人員配置の適正化を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

(4) 休暇の取得促進

ア 計画的な年次休暇の取得促進を図るため、原則として年度当初に個人ごとの年次休暇の計画表を作成する等し、年次休暇の平均取得日数を向上させます。

| | | |
|-----|-------|-------|
| 現 状 | 令和元年度 | 12.7日 |
| 目 標 | 令和6年度 | 15.0日 |

イ 子どもの夏休み・冬休み・春休みに合わせた年次休暇の取得促進を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

ウ 両親学級や予防接種などの保健事業等に参加するための年次休暇の取得促進を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

エ 学校公開や運動会などの学校行事等に参加するための年次休暇の取得促進を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

オ 子どもの看護のための特別休暇の制度について周知を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

(5) 職場・職員の意識改革

管理職をはじめ全職員に対し、子育てに関する制度について周知を図ります。特に、育児休業から復職した職員の所属の管理職に対しては、育児関連の休暇制度等について個別に通知する等周知方法を充実させます。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和2年度から | 充 実 |

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

ア 市の施設において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッド等について、改修等の時期に合わせた計画的な設置を図ります。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 継 続 |

イ 子どもを連れて人も気兼ねなく来庁できるように、より親切な対応を心掛けます。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和6年度 | 充 実 |

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動など

ア 子どもを対象としたスポーツ・野外活動などの指導や子どもの安全を確保するためのボランティア活動等への職員の参加を支援・奨励します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

イ 子どもが参加する地域活動に市の敷地や施設を提供します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

ウ 要請に応じて、小・中学校等に職員を派遣して、専門分野を生かした特別授業等を実施します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

エ 子どもの安全・安心を確保するため、子どもの下校時間等に合わせ見守りを行う青色防犯パトロールを実施します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

オ 子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、市役所の職場見学を実施します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

カ 子どもを交通事故から守るため、公務に関し自動車の運転を行う職員に対する交通安全教育として「運転者講習会」を実施します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

キ 子どもと触れ合う機会の充実を図るため、市職員の互助会である悠和会が行う、職員の家族も参加できるレクリエーション事業に対し交付金を交付します。

| | | |
|-----|---------|-----|
| 現 状 | 令和元年度 | 実 施 |
| 目 標 | 令和 6 年度 | 継 続 |

お わ り に

この行動計画は、性別を問わず仕事と子育ての両立を一層支援することを目的として策定したのですが、支援を受ける側の職員が、支援する側の職員から理解が得られるよう心掛けていくことも大切です。

また、「現在、支援を受ける立場」は「将来、支援する立場」に変わります。今、安心して子育てをすることができれば、きっと将来は、職員同士に限らず、全ての子育てをする人に対して、思いやりのある支援ができるのではないのでしょうか。

ワークライフバランスの実現により、職場や家庭のみならず、地域においても「子育ての支え合い」が大きく広がり、次代の子どもたちをより安心して育てていける社会となっていくことを期待し、この行動計画に掲げた施策を推進していきます。

参 考 资 料

<資料 1 >

○武蔵村山市第4期特定事業主行動計画策定委員会設置要綱

〔令和元年武蔵村山市
訓令（乙）第65号〕

（設置）

第1条 武蔵村山市第3期特定事業主行動計画の計画期間が満了することに伴い、武蔵村山市の機関、その長又はその職員が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の特定事業主として策定する第4期となる同項の特定事業主行動計画（以下「計画」という。）を合理的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市第4期特定事業主行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、計画の原案を策定し、市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、総務部職員課長及び健康福祉部子ども育成課長の職にある者、総務部職員課長、教育部教育指導課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長及び監査事務局長がその所属する職員のうちから指定する各1人の者、育児休業をしたことのある者の中から総務部職員課長が指定する2人の者並びに武蔵村山市職員組合が推薦する1人の者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は総務部職員課長の職にある委員を、副委員長は健康福祉部子ども育成課長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（任期）

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

武蔵村山市第4期特定事業主行動計画策定委員会委員名簿

(任期：令和2年2月26日から所掌事務が終了するまで)

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 |
|--------------|--------|------|
| 総務部職員課長 | 島田 拓 | 委員長 |
| 健康福祉部子ども育成課長 | 室賀 和之 | 副委員長 |
| 総務部職員課 | 森 尚志 | 委員 |
| 市民部課税課 | 瀬谷 まい | 委員 |
| 都市整備部都市計画課 | 西 宏一郎 | 委員 |
| 都市整備部施設課 | 森 由佳 | 委員 |
| 議会事務局 | 神澤 恵 | 委員 |
| 教育部教育指導課 | 池谷 正太郎 | 委員 |
| 選挙管理委員会事務局 | 内田 朋英 | 委員 |
| 監査事務局 | 樋口 雅秀 | 委員 |

※委員は、組織順

武蔵村山市第4期特定事業主行動計画策定委員会検討経過

| 回 | 開催日 | 議 題 |
|-----|---------------|----------------------------------|
| 第1回 | 令和2年 2月26日 | 1 第4期特定事業主行動計画の策定方針について 2 その他 |
| 第2回 | 令和2年 3月9日 | 1 第4期特定事業主行動計画について(案) 2 その他 |

武蔵村山市第4期特定事業主行動計画
～武蔵村山市職員次世代育成支援計画～
(令和2年度～令和6年度)

発行年月／令和2年3月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市総務部職員課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)



武蔵村山市